（大阪税関調査部長）同　荻野　明人
（大阪税関南港出張所長）同　武藤　久衛
（大阪税関大手前出張所長）同　丸山　尚志
（大阪税関大阪外郵出張所長）
同　坂中日出夫
（大阪税関京都税関支署長）同　平田めぐみ
（神戸税関業務部長）同　吉田　宏信
（神戸税関調査部長）同　迫田　英明
（神戸税関調査部次長）同　中三　直臣
（神戸税関ポートアイランド出張所長）同　西垣　修一
（門司税関長）同　廣田　恭一
（門司税関田野浦出張所長）同　田村　和雄
（門司税関博多税関支署長）同　湊　裕司
願により本官を免ずる（各通）
東京税関羽田税関支署長心得兼務を免ずる
願により本官を免ずる
（東京税関羽田税関支署次長兼東京税関羽田税関支署長心得）
同　後藤　修
東京税関羽田税関支署長心得兼務を免ずる
願により本官を免ずる
（大阪税関堺税関支署長兼大阪税関和歌山税関支署長）同　森　喜二
大阪税関和歌山税関支署長兼務を免ずる
願により本官を免ずる
（関東財務局東京財務事務所長）
同　鞆田　周一
（福岡財務支局財務主幹）同　小柳　健
（長崎税関長）同　齋藤　和久
（沖縄地区税関長）同　安井　猛
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（福岡財務支局管財部長）同　岡部　勝巳
関東財務局総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（近畿財務局証券取引等監視官）
同　梅田　誠
東海財務局総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（関東財務局首席財務局監察官）
同　井上　利裕
（四国財務局理財部検査監理官）
同　小野寺清慈
（四国財務局管財部長）同　今川　秀敏
近畿財務局総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（四国財務局高知財務事務所長）
同　三原　俊正
四国財務局総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（北陸財務局理財部検査監理官）
同　古賀　英明
福岡財務支局局付を命ずる
願により本官を免ずる
（神戸税関監視部長）同　高田　薫
函館税関総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（函館税関苫小牧税関支署長）
同　土屋　孝文
（神戸税関ポートアイランド出張所次長）同　猪瀬　裕
（門司税関監視部長）同　氣賀澤昌利
（門司税関福岡空港税関支署長）
同　細藤健一郎
東京税関総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（東京税関羽田税関支署次長）
同　榎　勝
（横浜税関川崎塩業税関支署長）
同　菊地　正博
横浜税関総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（名古屋税関清水税関支署長）
同　大井　教夫
名古屋税関総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる
（国家公務員共済組合連合会専務理事）　岡本　榮一
（農水産業協同組合貯金保険機構総務部長）　北村　信男
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（各通）
（株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部予算管理室長）　山本　有三
財務事務官に任命する
主計局局付を命ずる
願により本官を免ずる
望月　縄　岩橋　史明
独立行政法人国立印刷局監事に任命する（各通）
（以上七月一日）

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年2月9日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社増田組　大藪　純一　京都府京都市伏見区京町北7－21－1　国土交通大臣許可（特－24）第2133号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年2月9日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年2月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アジアマシナリーソリューションズ株式会社　大﨑　康弘　京都府京都市南区吉祥院観音堂南町1－1　国土交通大臣許可（般－27）第25828号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年2月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年3月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　轟建設株式会社　天谷　豪志　福井県福井市勝見3－17－5　国土交通大臣許可（特－24）第15957号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年3月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第1項第4号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年7月19日

近畿地方整備局長　池田　豊人

1　処分をした年月日　平成28年3月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社斉藤鐵工所　斎藤　昇　大阪府大阪市住之江区西加賀屋2－3－24　国土交通大臣許可（般特－23）第9654号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年3月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。